

平成 19 年 4 月以降の関連法規改正について (平成 19 年 7 月現在)

感染症法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)の改正が行われ、一部が平成 19 年 4 月に、残りが平成 19 年 6 月に施行されました。この改正により、従来の結核予防法が平成 19 年 4 月より廃止され、感染症法に統合されました。

具体的には従来の結核予防法 3 5 条(入所命令)は感染症法の第 3 7 条(勧告入院)に、結核予防法第 3 4 条(結核患者の医療)は同第 3 7 条の 2(一般患者に対する医療)に移行しました。

なお、感染症法では一類～五類の感染症と指定感染症、新感染症の 7 つに分類され、結核は二類に分類されています。

また、結核患者の費用負担ですが、3 7 条の 2(一般患者に対する医療)は結核医療基準の 100 分の 95 が公費負担され、第 3 7 条(勧告入院)については医療保険の患者負担について公費負担され、結核予防法に準じています。

なお、既出の医療事務関係書籍の変更点は以下の通りです。

【パーフェクトガイド】

- P 2 1 右公衆衛生関係欄の「結核予防法」を「感染症法」へ変更
- P 2 2 表 1 行目(結核予防法)を以下に差し替え

感染症法	感染症の発生の予防と蔓延の防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を図る
------	-----------------------------------

- P 2 3 結核予防法の項を以下に差し替え

感染症法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

【主体】政府、都道府県

【申請手続き】保健所

【給付内容】3 7 条の 2(結核患者の適正医療)

第 3 7 条(新感染症、1 類、2 類感染症(結核含む))

【一部負担・医療保険との関係】

新感染症は全額公費負担。1 類、2 類感染症は保険給付優先で医療保険の患者負担について公費負担される。なお、結核一般患者に対する通院医療は結核医療基準の 100 分の 95 が公費負担される。また、結核の勧告入院については医療保険の患者負担について公費負担されるが、患者の所得によって一部負担が発生する場合もある。

なお、3～5 類は医療保険のみで公費負担なし。

【実務がまるごとわかる本】

- P 1 2 下から 12 行目 公衆衛生関係の「結核予防法」を「感染症法」へ変更
- P 2 5 「 1 5 結核予防法」の項を以下に差し替え

「 1 5 感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）」

感染症法が平成 19 年 4 月及び 6 月に改正され、従来の結核予防法が廃止され、感染症法に統合されました。

これにより、従来の結核予防法 3 5 条（入所命令）は感染症法の第 3 7 条（勧告入院）に、結核予防法第 3 4 条（結核患者の医療）は同第 3 7 条の 2（一般患者に対する医療）に移行しました。

なお、感染症法では一類～五類の感染症と指定感染症、新感染症の 7 つに分類され、結核は二類に分類されています。

新感染症は全額公費負担され、1 類、2 類感染症は保険給付優先で医療保険の患者負担について公費負担されます。なお、結核一般患者に対する通院医療は結核医療基準の 100 分の 95 が公費負担されます。また、結核の勧告入院については医療保険の患者負担について公費負担されますが、患者の所得によって一部負担が発生する場合があります。

なお、3～5 類は医療保険のみで公費負担はありません。

【ステップアップ問題集】

- P 1 0 問題 2
「結核予防法の医療に係る・・・」を「感染症法の医療に係る・・・」に置き換え。
- P 1 1 解答解説 2
「（一般患者に対する医療・結核予防法）」を「（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）」に置き換え。
- P 1 0 問題 7、P 1 1 解答解説 7
「（感染症及び感染症の医療に関する法律）」を「（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）」に置き換え。
- P 3 8 学科 応用問題 問 2 の（ 2 ）
「結核予防法」を「感染症法」に置き換え。
- P 8 4 学科 応用問題 問 4 8 の（ 2 ）
「結核予防法により命令入所」を「感染症法により勧告入院」に置き換え。

【過去問題集】

- P 8 7 第 22 回学科試験問題 問 4 の (1)
「結核予防法」を「感染症法」に置き換え。
- P 7 1 第 22 回学科試験解答解説 問 4 の (1)
「(結核予防法・・・との調整)」を「(感染症法第 37 条の 2 ・結核患者の医療)」に置き換え。
- P 8 6 第 23 回学科試験解答解説 問 2 の (1)
「(結核予防法第 34 条・一般患者に対する医療)」を「(感染症法第 37 条の 2 ・結核患者の医療)」に置き換え。